

愛知県立大学及び愛知県立芸術大学の単位互換に関する実施要項

(趣 旨)

第1条 この要項は、愛知県立大学及び愛知県立芸術大学における単位互換の実施について、愛知県立大学及び愛知県立芸術大学における単位互換に関する協定書に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(履修科目及び単位数)

第2条 特別聴講学生の履修科目及び単位数は、次のとおりとする。

- (1) 履修できる授業科目（以下「単位互換科目」という。）は、所属大学で開設していない授業科目とする。
- (2) 単位互換科目は、受入大学で定める。
- (3) 単位互換科目ではない授業科目についても、当該学生の履修目的等を考慮し、授業実施に支障のない限り履修できるように受入大学が配慮する。

(履修の許可)

第3条 単位互換を希望する学生（以下「志願学生」という。）は、所属大学の定める方法により、他大学授業科目履修願を学長に提出し許可を受けなければならない。

(受け入れ手続)

第4条 特別聴講学生の受入手続きは、次のとおりとする。

- (1) 志願学生は、特別聴講学生入学願書及び受入大学の指定する書類を所属大学に提出しなければならない。
所属大学は、学生からの提出書類を受入大学の定める期限までに、一括して受入大学へ送付する。
- (2) 受入大学は、入学を許可する者を選考し、その結果を所属大学に送付する。
- (3) 所属大学は志願学生に選考の結果を通知する。
- (4) 入学許可を受けた学生は、受入大学の定める方法で履修手続きをする。
- (5) 受入大学は入学を許可した学生に特別聴講学生証を交付する。

(単位の授与及び成績の通知)

第5条 単位の授与及び成績の通知は、次のとおりとする。

- (1) 受入大学は学則等の規定により、特別聴講学生に単位を授与する。
- (2) 受入大学は所属大学に成績を送付する。
- (3) 所属大学は成績の結果を学生に通知する。

(単位の認定)

第6条 所属大学は、送付された成績に基づき、他大学で修得した単位を、学則の範囲内で卒業及び各種資格等の単位として認定することができる。

(運営会議)

第7条 運営会議の構成員は、各大学の教職員のうちから、各大学長が指名した者とする。

(雑則)

第8条 この実施要項に定めるもののほか、単位互換の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この実施要項は、平成21年4月1日から施行する。